

令和7年8月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額（円）	指定理由	根拠法令	担当課
1	8月12日	すみだふれあいセンターエレベーター（2号機）改修工事	令和8年2月2日	フジテック株式会社 首都圏統括本部	21,274,000	本工事は、既存設備の主要部品の交換工事であり、他社のものでは互換性がなく、本工事を施行することができるのは、当施設のエレベーターの製造及び設置事業者である指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	障害者福祉課
2	8月12日	東駒形保育園等複合施設新築に伴う設計業務委託	令和9年2月26日	株式会社土屋辰之助アトリエ	113,960,000	当該施設は、区立保育園や児童発達支援施設を含む複合施設であり、運営主体が区、指定管理者及び委託業者の3者にわたる施設である。 本業務の前段として実施した与条件整理業務において、施設の複雑さゆえ、当初想定した以上に設計業務が困難であると判断したため、基本設計業務の一部も同業務にて行うこととした。 本業務は、区及び指定管理者等との協議状況等の経緯に加え、上記基本設計業務の内容も踏まえた上で行う必要があり、それらの把握、整理等には相当な時間を要することから、本業務を確実かつ効率的に履行することができるのは、与条件整理業務を受託した指定事業者以外にない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マネジメント推進課
3	8月12日	押上小学校昇降機設備改修工事に伴う設計業務委託	令和7年11月21日	笠貫昇一級建築士建築設計事務所	1,203,400	本件については、指名競争入札により入札を2度行ったが、予定価格内での応札者がいなかった。本件については、昇降機業者の現場代理人不足の問題より、早急に設計を完了させ、今年度中に工事契約を結ぶ必要があるため、再度の入札を行う時間的余裕が無い。 そこで、辞退及び不参加事業者に改めて交渉を行ったところ、指定事業者から、「協力事業者との再協議の結果、予算額内での履行が可能である」との意思表示があった。	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号	公共施設マネジメント推進課
4	6月12日 (※)	業平小学校防火シャッター取替工事	令和7年8月29日	三和シャッター工業株式会社 メンテナンス事業部 首都圏メンテナンス第三支店	2,409,000	業平小学校の2階の防火シャッターについて、定期点検時に火災報知器との連動に不具合があることが発覚した。火災時に炎や煙を閉じ込めて延焼を防止する機能が正常に作動しないおそれがあるため、早急に機器を取り換える必要がある。 指定事業者は、防火シャッターの専門業者であり、機器選定や納期などに精通しており確実に対応が可能である。また、本区において保守点検や施工実績を有し現地設備についても熟知しており、不具合原因など施設の現状を詳細に把握しているため、最も迅速かつ的確な対応が可能である。	地方自治法施行令第167条の2第1項第5号	公共施設マネジメント推進課

※ 緊急を要するため暫定契約を締結していたものについて、正式契約を締結したものの。